平成２２年（フ）第１１４３号
兵庫県西宮市上ケ原七番町１番４―506号
債務者　小林建築事務所こと　小林　一富
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１８５９号
広島市南区出島１丁目16番３―804号
債務者　佐々木明菜（旧姓中村・沖本）
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４３３号
福岡県久留米市長門石２丁目13番13号　メゾネットマサ101号
債務者　大津絵理奈
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４５４号
福岡県久留米市長門石１丁目３番13―304号
債務者　野中ケイ子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４７６号
福岡県久留米市高良内町4470番地16
債務者　井上　伸二
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４８５号
福岡県久留米市南３丁目12番28号　アーベルⅢ101号、前住所福岡県久留米市津福今町461番地16
債務者　安徳　竜一
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４８７号
福岡県久留米市善導寺町飯田470番地２　餅栗住宅１棟408号
債務者　本岡　寿夫
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第５７６号
大分市大字千歳661番地
債務者　加藤　淳一
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第７０１号
大分県別府市大字北石垣1026番地の６
債務者　亀井　正雄
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第７５号
大分県杵築市大字溝井1655番地74
債務者　中崎有香里
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第２３２号
北海道小樽市奥沢１丁目22番７号、前住所北海道小樽市新光２丁目18番10号
債務者　齊藤　和裕
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第２８８号
青森県八戸市大字湊町字油久保23番地７
債務者　清水　尚彦
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２９１号
青森県三戸郡階上町蒼前東４丁目６番地416
債務者　佐々木栄和
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２７８号
福島県郡山市神明町12番20号
債務者　後藤　　卓
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３３２号
福島県本宮市本宮字立石121番地３
債務者　眞鍋　勝幸
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３５２号
福島県田村郡小野町大字浮金字原308番地の７
債務者　中野由賀理
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３７７号
福島県田村市船引町船引字馬場24番地１
債務者　渡邉　平**藏**
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３３号
栃木県真岡市長田685番地　ピュアリティーⅠ二番館102号
債務者　岡﨑　元気
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部